

平成 30 年度環境技術実証事業 テーマ自由枠における実証対象技術の募集要領

1. 背景・経緯

環境技術実証事業は、既に先進的な環境技術について、その環境保全効果等を第三者が客観的に実証することにより、環境技術の利用者による技術の購入、導入等に際し、環境保全効果等を容易に比較・検討し、適正な円卓を可能にすることとなり、環境技術の普及を促進し、環境保全と環境産業の発展を目的とするものです。

テーマ自由枠では、これまで環境技術実証事業で実施している、以下に示す平成 30 年度に実施予定の技術分野（以下「実施予定技術分野」という。）以外に、広く実証対象技術を募集します。

<実施予定技術分野>

- ・ 中小水力発電技術分野
- ・ 自然地域トイレし尿処理技術分野
- ・ 有機性排水処理技術分野
- ・ 閉鎖性海域における水環境改善技術分野
- ・ 湖沼等水質浄化技術分野
- ・ ヒートアイランド対策技術分野（建築物外皮による空調負荷低減等技術）
- ・ ヒートアイランド対策技術分野（地中熱・下水等を利用したヒートポンプ空調システム）

※ 「実施予定技術分野」については環境省環境技術実証事業ウェブサイト（<http://www.env.go.jp/policy/etv/>）又は参考資料 1 参照。

2. 実証対象技術の募集

平成 30 年度環境技術実証事業のうちテーマ自由枠において、以下のとおり、実証対象技術の募集を行います。

(1) 募集する実証対象技術

テーマ自由枠で取り扱う技術は、特定の対象技術分野を定めずに、実施予定技術分野以外の実証対象技術。

(2) 実証試験手数料

当分野における実証は、手数料徴収体制で実施いたします。原則として、対象技術の試験実施場所への持込み・設置、現場で試験を行う場合の対象技術の運転、試験終了時の対象技術の撤去・返送に要する費用は実証申請者の自己負担とし、試験実施に係る実費は手数料として実証申請者が負担し、その他の費用は環境省の負担といたします。なお、試験実施に係る実費には、必要に応じ、一般管理費を含めることができることといたします。

(3) 実証試験実施場所

実機が運転している現地（日本国内）とします。

3. 応募の受付期間

平成 30 年 1 月 15 日（月）～ 2 月 16 日（金）17:00 まで（必着）

4. 応募の受付方法

参考資料 2 の申請書に必要事項を記入の上、申請方法に従い、郵送により「5. お問い合わせ先・応募先」まで提出してください(申請書は実証運営機関である株式会社エクス都市研究所のホームページ(<http://www.exri.co.jp/topics/index.html>)より入手することもできます。)

<申請時に必要な書類等>

①実証申請書及び添付資料 各 1 部（正本 1 部、写し 1 部）

②電子ファイル（実証申請書及び添付資料）を CD-R などにコピーしたもの 1 部

5. 問合せ・応募先

平成 29 年度環境技術実証事業 実証運営機関

株式会社エックス都市研究所 サステナビリティ・デザイン事業本部

新事業創出チーム 担当：土井、乾、山崎

メール：etv-exri@exri.co.jp

住 所：東京都豊島区高田二丁目 17 番 22 号目白中野ビル 6 階

電 話：03-5956-7518、FAX：03-5956-7523

6. 留意事項

基本的には実証申請者が一度に申請できる申請件数には制限を設けませんが、
予算額に上限があるため、実証可能件数に制限があることをあらかじめご理解ください。

7. その他

本事業の「環境技術実証事業実施要領」は、環境省環境技術実証事業ウェブサイト
(<http://www.env.go.jp/policy/etv/>) から確認できます。